

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年5月17日認可した。

平成29年5月26日

香川県知事 浜田 恵造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北下所地区
高松市川島土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南原2号地区
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）水込池地区